

四日市税務署からのお知らせ② ～税理士による無料税務相談を行います～

- 【会場】** あさけプラザ（下之宮町296-1）
※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- 【日付】** 1月28日（火）～1月29日（水）
- 【相談時間】** 9時30分～16時（12時～13時を除く）
※会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
入場整理券は、当日会場で配付します。LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行はありません。
入場整理券は9時から配付予定ですが、混雑状況に応じて、9時前の時間から配付を開始する場合があります。（受付終了時間は15時です）
入場整理券の配付状況に応じて、後日のご来所または税務署の確定申告会場への来場をご案内する場合がありますので、ご了承ください。

【相談の対象となる方】

- ・事業所得、不動産所得又は年金以外の雑所得を有する者のうち、令和5年分の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下の者
- ※譲渡所得・山林所得・贈与税・消費税の申告をされる方、また申告内容が複雑な方、申告書の作成に長時間を要する方は税務署の確定申告会場をご利用ください。

【問い合わせ先】

四日市税務署 個人課税第一部門 TEL 352-3141（内線212・213）

※自動音声にしたがって、「2」を選択してください。

20歳になったら国民年金

公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金制度に加入し保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができます。



国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、老後のための老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◎「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である過程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問い合わせ先

広報・町民課 TEL 377-5653

四日市年金事務所国民年金課 TEL 353-5513